

令和 5 年 7 月 24 日 開催

令 和 5 年

改選後第 1 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和5年改選後第1回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月24日（月）開会 13：40 閉会 17：20

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	立藏 義春	5番	八戸 千修
1番	川村 稔	6番	山田 美代子
3番	佐藤 勉	7番	近江 政夫
4番	大槻 寅男	8番	菅原 秀樹
		9番	西浦 克彦

以上9名

4 事務局出席者

局長	松浦 真人	主任主事	笠原 未帆
局次長	吉田 浩樹	主事	佐々木 将汰
農地課長	石岡 正直	主事	中田 葵衣
主査	中村 俊大	主事	小笠原 康太
主査	毛利 隆志		

以上9名

5 日程事項

- 日程第1 議席の決定について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 会長の互選について
- 日程第4 会長職務代理者の互選について

6 追加日程事項（議案3件）

- 日程第5 議案第1号 函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について
- 日程第6 議案第2号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（素案）について
- 日程第7 議案第3号 函館市農地利用最適化推進委員活動業務の一部改正について

13：40 開会

事務局（松浦局長）

それでは、早速ではございますが、改選後初めての総会ですので、開会前に、農業委員の皆様を改めてご紹介いたします。

年齢順にご紹介をさせていただきたいと思います。

近江政夫様
大槻寅男様
立藏義春様
菅原秀樹様
川村稔様
山田美代子様
西浦克彦様
佐藤勉様
八戸千修様

以上、9名でございます。

今後3年間、皆様で函館市農業委員会の運営を担っていただくことになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、改選後、初めての総会であり、会長が決まるまでの間、議長の職務を行う委員がおりませんので、臨時議長を選出させていただきたいと思います。

なお、慣例により、出席委員中、年長の委員にお願いしたいと思いますので、臨時議長につきましては、近江委員にお願いしたいと思います。

それでは、近江委員、議長席へのご移動をお願いいたします。

臨時議長（近江委員）

ただいま、年長者ということで、臨時議長の大役を仰せつかりましたので、会長が決まるまでの間、議事を取らせていただきます。

委員の皆様には、議事の進行へのご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは早速、令和5年改選後第1回農業委員会総会を開会いたします。

まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

（「農業委員会憲章」唱和）

臨時議長（近江委員）

着席お願いいたします。

それでは、日程に進みます。

日程第1「議席の決定について」ですが、議席の決定につきましては、函館市農業委員会規程第6条第1項の規定により、任命の後、最初に行われる総会において、議長が指定することとなっておりますので、議席を指定いたします。

それでは、事務局に委員の氏名と議席番号を朗読させます。

事務局（吉田次長）

それでは、議席番号、1番からご紹介させていただきます。

議席番号 1 番	川 村	稔	様
議席番号 2 番	立 藏	義 春	様
議席番号 3 番	佐 藤	勉	様
議席番号 4 番	大 櫻	寅 男	様
議席番号 5 番	八 戸	千 修	様
議席番号 6 番	山 田	美代子	様
議席番号 7 番	近 江	政 夫	様
議席番号 8 番	菅 原	秀 樹	様
議席番号 9 番	西 浦	克 彦	様

となっております。

以上でございます。

臨時議長（近江委員）

ただいま、事務局が朗読しましたとおり、議席を指定いたします。

次に、日程第2「議事録署名委員の指名について」ですが、議事録署名委員には、1番、川村委員、2番、立藏委員の両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

次に、日程第3「会長の互選について」です。

会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により「委員が互選した者をもって充てる」ことになっております。

また、互選にあたっては、函館市農業委員会規程第2条第1項の規定による「単記無記名投票」による方法か、同条第2項の規定による「指名推せん」による方法によって行うことになります。

2つの方法について、まず事務局に説明させます。

事務局（吉田次長）

それでは、互選の方法について、ご説明申し上げます。

まず、「単記無記名投票」は、皆様に投票用紙をお配りし、候補者の氏名を1人記載したものを投票いただくもので、委員全員が候補者となります。

投票の結果、最多得票数を得た者が、当選人となります。

もし、最多得票数を得た者が2人以上あるときは、「くじ」で定めることになります。

次に、「指名推せん」は、あらかじめどなたか委員を推せんし、その委員について決をとるものでございます。

なお、「指名推せん」は、出席委員全員が、その指名した者に異議がないときに行うことができます。

したがって、指名にあたっては、「複数の委員の氏名があるとき」や「指名推せん」に異議があるときは、「単記無記名投票」によって互選を行うことになります。

以上でございます。

臨時議長（近江委員）

ありがとうございます。

それでは、互選の方法について、いかがいたしますか。

8番（菅原委員）

はい。

臨時議長（近江委員）

はい、菅原委員。

8番（菅原委員）

私は「指名推せん」を提案いたします。

臨時議長（近江委員）

指名推せん。

8番（菅原委員）

はい。

臨時議長（近江委員）

その他ありませんか。

（発言なし）

臨時議長（近江委員）

ただいま、「指名推せん」との声がありました。

先ほど、事務局から説明がありましたように、「指名推せん」につきましては、あらかじめどなたか委員を推せんし、その委員について決をとるものでございます。

また、出席委員全員がその推せんされた者に異議がないときに、行うことができるものであります。

それでは、会長の互選については、「指名推せん」の方法で行うということでおろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（近江委員）

異議がありませんので、会長の互選につきましては、「指名推せん」の方法によることに決定いたしました。

それでは、次に指名についてですが、どなたか推せん者のご発言ございませんか。

8番（菅原委員）

はい。

臨時議長（近江委員）

はい、菅原委員。

8番（菅原委員）

立藏義春さんを推薦いたします。

臨時議長（近江委員）

ただいま、菅原委員より立藏委員を推せんするご意見がございました。

他に発言はございませんか。

（発言なし）

臨時議長（近江委員）

それでは、お諮りいたします。

立藏委員を会長と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（近江委員）

異議がありませんので、会長は2番、立藏委員に決定いたしました。

それでは、皆さまのご協力によりまして、無事、臨時議長の大役を果たすことができました。

皆さまの議事運営へのご協力に感謝を申し上げ、この場を会長に引き継ぎたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、立藏会長は、議長席へご着席をお願いします。

議長（立藏会長）

近江委員、臨時議長のお役目、ありがとうございました。

この場を借りて、一言、就任の挨拶をさせていただきます。

ただいま、皆様のご支持により会長に互選いただきましたこと、まずはお礼申し上げます。

不肖ながら、私が会長という重責を担わせていただくことになり、身の引き締まる思いでございます。

今後とも、皆様の一層の力添えをいただきながら、3年の任期、会長の要職を精一杯努めてまいる所存でございます。

何卒、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

まずははじめに、私が議事録署名委員に指名されておりましたが、今後の議事については、議長として署名することになりますので、議事録署名委員を1名追加指名いたします。

議事録署名委員には、3番、佐藤委員を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第4「会長職務代理者の互選」を行います。

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、「会長が欠けたとき、または事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」こととなっております。

また、函館市農業委員会規程第2条第4項において、職務代理者の互選にあたっては、会長の互選に関わる規定を準用することとしております。

したがって、会長職務代理者の互選の方法については、会長の互選と同じく、「単記無記名投票」か「指名推せん」かのいずれかになりますが、いかがいたしますか。

6番（山田委員）

はい。

議長（立藏会長）

はい、6番、山田委員。

6番（山田委員）

私は、「単記無記名投票」の互選方法をお願いしたいと思います。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま、「単記無記名投票」の方法がよろしいのではないかというご意見ございました。

「単記無記名投票」で行います。

さきほど、事務局から説明がありましたように、会長職務代理者の互選については、投票にて行うことといたします。

これより投票準備のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩・投票準備）

議長（立藏会長）

それでは、会議を再開します。

それでは、投票にあたっての確認事項を事務局より再度、説明願います。

事務局（吉田次長）

それでは、まず1点目ですが、投票の方法について、ご説明申し上げます。

さきほど申し上げましたとおり、「単記無記名投票」については、皆様に投票用紙をお配りし、候補者の氏名を1人記載したもの投票いただくもので、委員全員が候補者となります。

これから、事務局より投票用紙を配付するとともに、立会人を指名しますが、まずは投票箱が空であることを皆様に確認していただきます。

その後、投票用紙にご記入のうえ、投票箱へご投函いただきます。

次に2点目でございますが、投票のうち「白票」および「判読不能なもの」は、無効とすることで処理いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

また、複数の候補者に当てはまるような記入があった場合は、公職選挙法第68条の2第1項および第4項を準用し、あん分票とさせていただきます。

投票の結果、最多得票数を得た者が当選人となります。

もし、最多得票数を得た者が2人以上あるときは、「くじ」で定めることになります。

この「くじ」については、まず「くじ」を引く順番を決める「くじ」を引いていただき、その後、当選人を決める「くじ」を引いていただることになります。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何かご質問などございませんか。

（なし）

議長（立藏会長）

それでは、次に、立会人として、6番、山田委員、8番、菅原委員の両名を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから投票を開始いたします。

ただいまの出席委員は、委員9名中、9名でございます。

これより、事務局に投票用紙を配付させます。

（投票用紙 配付）

議長（立藏会長）

配付漏れはございませんか。

（なし）

議長（立藏会長）

念のため申し上げます。

投票は「単記無記名投票」でございます。

投票用紙には、候補者の名前を1名ご記入ください。

「白票」および「氏名の判読不能なもの」は、無効として処理いたします。

有効投票の最多得票数を得た者を当選人といたします。

また、最多得票数を得た者が2人以上ある場合は、「くじ」により当選人を決定いたします。

それでは、投票用紙への記入をお願いします。

（用紙記入）

議長（立藏会長）

記入はよろしいでしょうか。

それでは、立会人は投票箱のある立会人席へ着席をお願いします。

（山田委員、菅原委員 立会人席へ着席）

議長（立藏会長）

続いて、投票箱の点検を行います。

投票箱が空であることを確認していただきたいと思います。

（投票箱点検、空の状態を委員に見せる）

議長（立藏会長）

異常なしと認めます。

それでは、議席の順番に投票願います。

（投票開始）

（投票終了）

議長（立藏会長）

投票漏れはございませんか。

（なし）

議長（立藏会長）

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

それでは、これより開票を行います。

（事務局職員開票）

（開票終了）

（票数確認・開票立会人確認）

議長（立藏会長）

立会人は、自席へお戻りください。

（山田委員、菅原委員、自席に着席）

議長（立藏会長）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

出席委員9名中、投票総数9票、うち有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、菅原委員5票、山田委員2票、大槻委員1票、佐藤委員1票。

以上でございます。

よって、菅原委員が当選となります。

菅原委員、よろしいですね。

8番（菅原委員）

はい。

議長（立藏会長）

菅原委員より承諾の回答がありましたので、会長職務代理者は8番、菅原委員に決定いたしました。

菅原委員は、会長職務代理者の席へ着席願います。

ここで、会長職務代理者より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

8番（菅原委員）

ただいま、皆様のご支持により会長職務代理者に選出いただきましたこと、まずはお礼申し上げます。

函館市の農業の発展のため、皆様のご協力のもと会長を補佐し、与えられた業務を精一杯努めてまいる所存でございますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございました。

これより、議事運営を協議するため、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

（14：30～休憩）

（16：45～再開）

議長（立藏会長）

それでは、休憩前に引き続き、総会を開いたします。

はじめに、お手元に配付しております日程の追加についてでございます。

推進委員を委嘱する者の決定や指針等の整備が必要であることから、農業委員会規程第8条第2項の規定に基づき、議事日程を追加するものでございます。

それでは、お手元の日程のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。
追加日程の議案は、3件となっております。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。
日程第5、議案第1号「函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について」を、議題といたします。
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

追加議案書の1ページをご覧願います。
議案第1号「函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について」を、ご説明申し上げます。
本件は、函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する規程第13条第1項の規定に基づき、推進委員を委嘱する者の決定について、審議を求めるものでございます。
2ページをお開き願います。
委嘱する者の担当地区および定数については、同規程第4条の別表のとおり、東部地区4名、中央部地区2名、北部地区2名の計8名となっております。
また、選考にあたっては同規程第13条に基づき、机上に配付いたしました選考委員会の選考結果を踏まえ、決定していただくこととなります。
以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。
それでは、選考委員会の選考結果を踏まえたうえで、ご審議願います。
各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について」を、採決いたします。
お諮りいたします。
本件について、選考委員会の選考結果のとおり推進委員を委嘱する者を決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、選考委員会の選考結果のとおり推進委員を委嘱する者を決定いたしました。

なお、推進委員8名のうち1名を選考しないことで生じる欠員の募集方法について、事務局から内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

推進委員応募者8名のうち、1名を選考しないことで生じる欠員の募集につきまして、ご説明いたします。

欠員につきましては、再度、函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続きに関する規程に基づき、募集等を行うこととし、同規程第3条第2項に規定された「農業委員会が定めた日」および同条第2項の規定に基づく、候補者の募集等に係る当該要領の制定につきましては、改選後第2回函館市農業委員会総会において、審議を求めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、各委員から何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、事務局から説明があったとおり、取り進めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、そのように取り進めることといたします。

次に、日程第6、議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（素案）について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

それでは、議案書の3ページをご覧願います。

議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（素案）について」を、ご説明申し上げます。

本件は、当該指針において、農業委員および推進委員の改選期である3年ごとに、検証・見直しを行うこととしていることから、当該指針の一部改正（素案）について、別紙のとおり審議を求めるものでございます。

はじめに、現行の指針の目標に対する実績について、ご報告いたします。

それでは、机上に配付しております指針の実績報告をご覧願います。

1の「遊休農地の発生防止・解消について」でございますが、遊休農地の割合について、目標の2.5%に対し、実績が2.3%で、0.2%上回った結果となっており、目標を達成しております。

次に、2の「担い手への農地利用の集積・集約化について」でございますが、集積率について、目標の51.4%に対し、実績が51.0%で、0.4%下回った結果となっており、目標の達成に至りませんでした。

次のページをお開き願います。

続いて、参考の「担い手の育成・確保」でございますが、認定農業者については、目標の89経営体に対し、実績が82経営体で、7経営体、下回っており、認定新規就農者については、目標の8経営体に対し、実績が7経営体で、1経営体、下回っており、また、基本構想水準到達者については、目標の11経営体に対し、実績が12経営体で、1経営体、上回っております。

認定農業者は、死亡や継続認定申請をしなかったこと、また、認定新規就農者は、1名が5年間の認定期間の満了により認定農業者へ移行したため、目標の達成に至らなかった状況であります。

次に、3の「新規参入の促進について」でございますが、新規参入者数について、目標の8経営体に対し、実績が7経営体で、1経営体、下回っており、新規参入者取得面積については、目標の16haに対し、実績が8haで、8ha、下回っており、いずれも目標の達成に至りませんでした。

指針の目標に対する実績の報告は、以上でございます。

次に、議案書にお戻りいただき、4ページをお開き願います。

こちらは、新旧対照表となってございます。

左欄が現行、右欄が改正案となっており、下線の部分は変更箇所となっております。

変更箇所につきましては、第1の「基本的な考え方」の文中、目標年度を令和8年度から令和10年度に変更しております。

続いて5ページをお開き願います。

次に、第2の「具体的な目標と推進方法」についてですが、記載のとおり、各項目の現状、3年後の令和8年の目標および6年後の令和11年の目標を変更しております。

はじめに、1の(1)「遊休農地の解消目標」ですが、毎年作成しております「最適化活動の目標の設定等」との整合を図り、解消面積を毎年5haとして見込んでおります。

続いて6ページをお開き願います。

次に、2の(1)「担い手への農地利用集積目標」についてですが、こちらも「最適化活動の目標の設定等」との整合を図り、集積面積を毎年10ha増と見込んでおります。続いて7ページをお開き願います。

次に、参考「担い手の育成・確保」についてですが、こちらは、過去の実績等を参考として、認定農業者および認定新規就農者は、毎年1経営体の増加、基本構想水準到達者は、横ばいで推移すると見込んでおります。

なお、総農家数は2020農林業センサスの数値に変更しているほか、うち主業農家数につきましては、2020農林業センサスから統計データがありませんので、削除しております。

続いて8ページをお開き願います。

次に、3の(1)「新規参入の促進目標」についてですが、こちらは、過去の実績等を参考として、参入経営体を毎年2経営体増、参入面積を毎年4ha増と見込んでおります。

主な変更箇所の説明は、以上でございます。

なお、10ページから15ページまでが、当該指針の素案の全文、16ページが農業委員会等に関する法律の抜粋でございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から何かご質問など、ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（素案）について」を、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、素案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、素案のとおり決定することにいたしました。

なお、この指針の素案につきましては、農業委員・推進委員合同会議にて推進委員から意見を聴いた後、再度、総会に諮り、正式に決定することといたします。

次に、日程第7、議案第3号「函館市農地利用最適化推進委員活動業務の一部改正について」を、議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

それでは、議案書の17ページをご覧願います。

議案第3号「函館市農地利用最適化推進委員活動業務の一部改正について」を、ご説明申し上げます。

本件は、函館市農地利用最適化推進委員活動業務の文言の調整および業務の追加等に係る一部改正について、別紙のとおり審議を求めるものでございます。

18ページをお開き願います。

こちらは、新旧対照表となってございます。

左欄が現行、右欄が改正案となっており、下線の部分は変更箇所となっております。

それでは、変更箇所につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、3の(1)「農業委員・推進委員合同会議の開催、会議内容」についてですが、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）については、農地法の改正に伴い、令和5年度から下限面積の要件が廃止されておりますので、本活動業務から削除するものであります。

また、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農業委員会と市町村が連携し、地域計画の策定が法定化されましたので、地域計画の策定および実現に係る協議についてを新たに追加しております。

19ページをお開き願います。

次に、5の(5)「農地利用状況調査の調査方法」についてでございますが、令和4年度の利用状況調査から、黄色区分、緑区分、2号遊休農地の区分により調査を行っておりますことから、調査方法の内容を変更しております。

次に、7につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画の策定が法定化されましたので、地域計画への協力および地域計画の策定および実現に向けた地域計画懇談会に変更しております。

主な変更箇所の説明は、以上でございます。

なお、20ページから24ページまでが、当該活動業務（案）の全文であります。
以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から何かご質問など、ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「函館市農地利用最適化推進委員活動業務の一部改正について」を、採決いたします。お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、3点お話をございます。

まず、1点目ですが、改選後第1回農業委員・推進委員合同会議の案内でございます。

7月31日、月曜日、午後3時30分から市役所8階大会議室において開催いたします。

なお、開催前に推進委員の委嘱状交付式を執り行う予定となっております。

続いて、2点目ですが、次回の総会につきましては、7月31日、月曜日、改選後第1回農業委員・推進委員合同会議終了後、同会議室において開催したいと存じます。

続いて、3点目ですが、次回の総会議案に係る現地調査日は、7月25日、火曜日午後1時からとなります。

現地調査につきましては、農地事務処理要領に基づき、調査委員3名と事務局職員により、現地調査日に行うことになっており、現地調査委員の指名については、慣例により、会長に一任いただいておりますが、そのような取り扱いでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長（立藏会長）

それでは、そのようにいたします。

それでは、次回の総会議案に係る現地調査委員を指名いたします。

1番、川村委員、3番、佐藤委員、4番、大槻委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上ですが、他に各委員から何かご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立藏会長）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

17：20 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

臨時議長 近江政夫

議長 立藏義春

署名委員 川村稔

署名委員 佐藤勉